

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
9月27日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(長寿社会課)……………一
 - 漁業災害補償法第百十八条第三項の規定による一定の水域の設定(団体指導室)……………二
 - 共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等(水産振興課)……………二
 - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………三
 - 公告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………三
 - 貸金業者の業務の停止(経営金融課)……………四
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………四
 - 一般競争入札の実施(物品管理課)……………四
 - 雑報
 - 県報の正誤(平成十二年十一月二十四日山口県公安委員会規程第五号ほか一件)……………六

山口県告示第三百七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医 称 療 所 機 在 関 地 廃 止 年 月 日

小羽山薬局 宇部市南小羽山町二丁目一九番一 平成二五、八、一二
五号

山口県告示第三百八十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百十八条第三項の規定により、一定の水域を次のように定めた。
漁業災害補償法第百十八条第三項の規定による一定の水域の設定に関する告示(平成十六年山口県告示第八十二号)は、廃止する。

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 かき養殖業

加入区の名称	水	域
小島加入区	区第八号の漁業権に係る漁場の区域	
彦島加入区	区第二十二号の漁業権に係る漁場の区域	
下松加入区	区第二百三十二号、区第二百三十六号及び区第二百三十八号の漁業権に係る漁場の区域	
森野加入区	区第二百五十六号及び区第二百五十七号の漁業権に係る漁場の区域	
白木加入区	区第二百五十八号及び区第二百五十九号の漁業権に係る漁場の区域	

二 小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式三年魚はまち養殖業、小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業、小割り式二年魚ぶく養殖業、小割り式三年魚ぶく養殖業、小割り式一年魚かんばち養殖業、小割り式二年魚かんばち養殖業、小割り式三年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式一年魚すずき養殖業、小割り式二年魚すずき養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業、小割り式二年魚む

加入区名称	水	域
奈古加入区	区第二号及び区第三号の漁業権に係る漁場の区域	
小畑加入区	区第四号の漁業権に係る漁場の区域	
大島加入区	区第五号の漁業権に係る漁場の区域	
野波瀬加入区	区第六号の漁業権に係る漁場の区域	
大浦加入区	区第十一号及び区第十二号の漁業権に係る漁場の区域	
久津加入区	区第十三号及び区第十四号の漁業権に係る漁場の区域	
和久加入区	区第十八号の漁業権に係る漁場の区域	
黒井加入区	区第十九号の漁業権に係る漁場の区域	
下松第一加入区	区第二百二十九号の漁業権に係る漁場の区域	
下松第二加入区	区第二百二十八号、区第二百三十一号、区第二百三十三号、区第二百三十四号、区第二百三十五号、区第二百三十七号及び区第二百三十九号の漁業権に係る漁場の区域	
長島加入区	区第二百四十一号の漁業権に係る漁場の区域	
阿月加入区	区第二百四十二号の漁業権に係る漁場の区域	
東三浦加入区	区第二百五十一号の漁業権に係る漁場の区域	
江ノ浦加入区	区第二百五十二号の漁業権に係る漁場の区域	

らまさ養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式一年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚またはた養殖業、小割り式三年魚またはた養殖業、小割り式四年魚またはた養殖業、小割り式三年魚くろまぐる養殖業、小割り式二年魚くろまぐる養殖業、小割り式四年魚くろまぐる養殖業、小割り式二年魚めばる養殖業、小割り式三年魚めばる養殖業、小割り式四年魚めばる養殖業及び小割り式かわはぎ養殖業

梅見加入区	区第二百五十三号及び区第二百五十四号の漁業権に係る漁場の区域
片添加入区	区第二百六十号の漁業権に係る漁場の区域

山口県告示第三百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のとおり定めた。

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 免許の内容たるべき事項

(一) 公示番号 内共第一号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	うなぎ漁業	"
"	かに漁業	"
"	こい漁業	"
"	ふな漁業	"
"	ます漁業	"

(三) 漁場の位置

玖珂郡和木町及び岩国市並びに広島県大竹市及び廿日市市地先の小瀬川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流及びGとHとを結んだ線から下流の小瀬川、CとDとを結んだ線から下流の谷川、長谷川、日宛川、上大三郎川、石原川並びに温原川の区域（ます漁業については、EとFとを結んだ線から下流の小瀬川及びCとDとを結んだ線から下流の谷川の区域を除く。）

点の位置

基点 A 玖珂郡和木町大和橋上流側右岸基部

B 広島県大竹市大和橋上流側左岸基部

C 岩国市小瀬小川津堰堤下流側右岸基部

D 玖珂郡和木町大和橋上流側右岸基部

E 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

F 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

G 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

H 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

I 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

J 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

K 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

L 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

M 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

N 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

O 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

P 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

Q 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

R 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

S 玖珂郡和木町大和橋上流側左岸基部

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 25 年
11月22日
(金曜日)

目次

○告示
共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等(水産振興課)……………



山口県告示第四百五十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のとおり定めた。

平成二十五年十一月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 免許の内容たるべき事項
- (一) 公示番号 内共第三号
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
- | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
|---------|-------|-----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| " | うなぎ漁業 | " |
| " | かに漁業 | " |
| " | こい漁業 | " |
| " | はや漁業 | " |
| " | ふな漁業 | " |
| " | ます漁業 | " |

- (二) 漁場の位置
- 岩国市及び周南市地先の錦川及びその支流
- 漁場の区域
- 次のAとBとを結んだ線及びCとDとを結んだ線から上流並びにGとHとを結んだ線から下流の錦川並びにその支流の区域(ふな漁業については、EとFとを結んだ線から下流の錦川及びその支流の区域に限る。)

点の位置

- 基点A 岩国市門前川河口右岸に設置した標識
- B " 三角町一丁目東新開作護岸南東端に設置した標識
- C " 今津川河口右岸に設置した標識
- D " 今津川河口左岸に設置した標識
- E " 美川町根笠と同市美川町四馬神との錦川右岸における境界点に設置した標識
- F " 美川町南桑と同市美川町四馬神との錦川左岸における境界点に設置した標識
- G 周南市大字金峰中国電力株式会社発電所堰堤右岸基部
- H " " 中国電力株式会社発電所堰堤左岸基部
- (五) 関係地区
- 岩国市(小瀬、由宇町、玖珂町、周東町明見谷、周東町瀬越、周東町上久原、周東町下久原、周東町上須通、周東町下須通、周東町川上、周東町差川、周東町祖生、周東町田尻、周東町中山、周東町西長野、周東町榎余地及び周東町用田を除く。)及び周南市(平成十五年四月二十日における徳山市大字須万及び大字金峰の区域、大字中須北、大字中須南、大字須々万本郷、大字須々万奥、大字助地、大字長穂並びに大字八代に限る。)

- (一) 公示番号 内共第四号
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
- | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
|---------|-------|-----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| " | うなぎ漁業 | " |
| " | かに漁業 | " |
| " | ます漁業 | " |
- (三) 漁場の位置

(四) 周南市及び下松市地先の錦川及びその支流
漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流及びCとDとを結んだ線から下流の錦川及びその支流の区域（周南市菅野ダム堰堤から上流五〇メートルまでの区域を除く。）

点の位置

基点A 周南市大字金峰中国電力株式会社発電所堰堤右岸基部

B " " 中国電力株式会社発電所堰堤左岸基部

C " " 向道ダム堰堤右岸基部

D " " 向道ダム堰堤左岸基部

(五) 関係地区

周南市（平成十五年四月二十日における徳山市大字須万及び大字金峰の区域、大字中須北、大字中須南、大字須々万本郷、大字須々万奥、大字助地、大字長穂並びに大字八代に限る。）

(一) 公示番号 内共第五号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

" " " うなぎ漁業

" " " こい漁業

" " " はや漁業

" " " ます漁業

(三) 漁場の位置

周南市地先の錦川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の錦川及びその支流の区域

点の位置

基点A 周南市向道ダム堰堤右岸基部

B " " 向道ダム堰堤左岸基部

(五) 関係地区

周南市（大字大向、大字大道理及び平成十五年四月二十日における都濃郡鹿野町の区域に限る。）

(一) 公示番号 内共第六号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

" " " うなぎ漁業

" " " かに漁業

" " " こい漁業

" " " はや漁業

" " " ふな漁業

" " " ます漁業

(三) 漁場の位置

光市、周南市、岩国市及び柳井市地先の島田川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の島田川及びその支流の区域

点の位置

基点A 光市浅江六丁目島田川河口右岸護岸南東端から護岸沿いに北東へ四〇

メートルの点に設置した標識

B Aから一二五度六分の線上Aの対岸に設置した標識

(五) 関係地区

光市、周南市大字小松原、大字安田、大字中村、大字大河内、大字樋口、大字清尾、大字原、大字呼坂及び大字奥関屋、岩国市周東町、玖珂町及び由宇町並びに柳井市伊陸

(一) 公示番号 内共第七号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

" " " うなぎ漁業

" " " かに漁業

" " " こい漁業

" " " はや漁業

" " " ふな漁業

" " " ます漁業

(三) 漁場の位置

防府市、山口市及び周南市地先の佐波川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の佐波川及びその支流の区域(CとDとを結んだ線及びEとFとを結んだ線と満水位の陸岸とによって囲まれた佐波川ダム貯水池並びにGとHとを結んだ線及びI、J、Kの各点を順次結んだ線と満水位の陸岸とによって囲まれた島地川ダム貯水池を除く。)

点の位置

基点A 防府市大字台道横曾根川左岸南端

B " 大字西浦西浦開作北西端

C 山口市佐波川ダム堰堤右岸基部

D " 佐波川ダム堰堤左岸基部

E " 佐波川と滑川との合流点の佐波川右岸に設置した標柱

F " 佐波川と滑川との合流点の佐波川左岸に設置した標識

G 周南市島地川ダム堰堤右岸基部

H " 島地川ダム堰堤左岸基部

I " 島地川ダム北端と杉ノ河内川との境界右岸に設置した標柱

J " 島地川ダム北端と杉ノ河内川との境界左岸に設置した標柱

K " 島地川ダム北端と島地川との境界左岸に設置した標柱

(五) 関係地区

防府市、山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。)並びに周南市大字馬神、大字米光、大字夏切、大字埴、大字高瀬及び大字巢山

(一) 公示番号 内共第八号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	うなぎ漁業	"
"	かに漁業	"
"	こい漁業	"
"	はや漁業	"
"	ふな漁業	"
"	ます漁業	"

(三) 漁場の位置

山口市及び宇部市地先の榎野川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の榎野川及びその支流の区域(CとDとを結んだ線から上流の一の坂川を除く。)

点の位置

基点A 山口市名田島新開作南西角に設置した標柱

B Aから二七〇度の線上Aの対岸に設置した標識

C 山口市一の坂ダム堰堤右岸基部

D " 一の坂ダム堰堤左岸基部

(五) 関係地区

山口市(平成十七年九月三十日における山口市及び吉敷郡小郡町の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第九号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あおりの漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
"	しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置
山口市地先の榎野川及びその支流

(四) 漁場の区域
次のA、B、Cの各点を順次結んだ線から上流並びにDとEとを結んだ線及びFとGとを結んだ線から下流の榎野川並びにその支流の区域

点の位置
基点A 山口市名田島新開作百間橋左岸南角
B " 嘉川百間橋右岸南角から護岸沿いに下流八五メートルの点に設置した標識
C Bから二七〇度の線と山口市嘉川干見折川右岸との交点に設置した標識
D 山口市小郡下郷淋洗井堰右岸基部
E " 小郡上郷淋洗井堰左岸基部
F " 嘉川一般国道二号(小郡バイパス)干見折川橋りょう右岸基部

(五) 関係地区 G " " 一般国道二号(小郡バイパス)干見折川橋りょう左岸基部
山口市(平成十七年九月三十日における山口市及び吉敷郡小郡町の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十号
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで
うなぎ漁業
かに漁業
こい漁業
はや漁業
ふな漁業

(三) 漁場の位置

(四) 漁場の区域
山口小野田市及び美祢市地先の厚狭川及びその支流
次のAとBとを結んだ線から上流の厚狭川及びその支流の区域
点の位置
基点A 山口小野田市大字郡厚狭川橋右岸中央点
B " " 大字西高泊厚狭川橋左岸中央点

(五) 関係地区

山口小野田市(平成十七年三月二十一日における厚狭郡山陽町の区域に限る。)
及び美祢市(平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十一号
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
第一種共同漁業 しじみ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

(四) 漁場の区域
山口小野田市地先の厚狭川及びその支流

次のAとBとを結んだ線から上流及びCとDとを結んだ線から下流の厚狭川及びその支流の区域
点の位置
基点A 山口小野田市大字郡厚狭川橋右岸中央点
B 大字西高泊厚狭川橋左岸中央点
C 大字郡下津橋右岸中央点
D " " 下津橋左岸中央点

(五) 関係地区

山口小野田市(平成十七年三月二十一日における厚狭郡山陽町の区域に限る。)
及び美祢市(平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十二号
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで
うなぎ漁業
かに漁業
こい漁業
はや漁業
ふな漁業
ます漁業

(三) 漁場の位置

(四) 漁場の区域
下関市及び美祢市地先の木屋川及びその支流
次のAとBとを結んだ線から上流及びEとFとを結んだ線から下流の木屋川及びその支流の区域(ます漁業については、CとDとを結んだ線から上流の歌野川及びその支流の区域に限る。)

点の位置

基点A 下関市小月京泊豊厚橋右岸北角
B 王喜本町四丁目豊厚橋左岸北角
C 菊川町歌野川ダム堰堤右岸基部
D " " 歌野川ダム堰堤左岸基部
E 豊田町木屋川ダム堰堤右岸基部
F " " 豊田町木屋川ダム堰堤左岸基部

(五) 関係地区 F " " 木屋川ダム堰堤左岸基部

下関市(平成十七年二月十二日における下関市並びに豊浦郡菊川町及び豊田町の区域に限る。)及び美祢市(平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十三号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称

第一種共同漁業 しじみ漁業

(三) 漁場の位置

下関市地先の木屋川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流及びCとDとを結んだ線から下流の木屋川及びその支流の区域

点の位置

基点A 下関市小月京泊豊厚橋右岸北角

B " 王喜本町四丁目豊厚橋左岸北角

C " 大字吉田吉田堰右岸基部

D " " 吉田堰左岸基部

(五) 関係地区

下関市(平成十七年二月十二日における下関市並びに豊浦郡菊川町及び豊田町の区域に限る。)及び美祢市(平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十四号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称

第五種共同漁業 あゆ漁業

" " うなぎ漁業

" " かに漁業

" " こい漁業

漁業の時期

一月一日から十二月三十一日まで

" " はや漁業

(三) 漁場の位置

下関市豊北町及び豊田町地先の粟野川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の粟野川及びその支流の区域

点の位置

基点A 下関市豊北町大字粟野栗野橋右岸中央点

B " " 粟野橋左岸中央点

(五) 関係地区

下関市(平成十七年二月十二日における豊浦郡豊北町及び豊田町の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十五号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称

第一種共同漁業 しじみ漁業

(三) 漁場の位置

下関市豊北町地先の粟野川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流及びCとDとを結んだ線から下流の粟野川及びその支流の区域

点の位置

基点A 下関市豊北町大字粟野岩鼻(粟野川右岸)に設置した標識

B " " 岩鼻の対岸に設置した標識

C " " 大久保橋左岸から三番目の橋脚に設置した標識

D " " 大久保橋左岸中央点

(五) 関係地区

下関市(平成十七年二月十二日における豊浦郡豊北町及び豊田町の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十六号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
 第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 " うなぎ漁業
 " かに漁業
 " はや漁業

(三) 漁場の位置

長門市地先の深川川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の深川川及びその支流の区域

点の位置

基点A 長門市東深川妙見山南西端に設置した標柱

B " 西深川深川河口左岸防波堤基部

(五) 関係地区

長門市(通、俵山、三隅上、三隅中、三隅下、日置上、日置中、日置下、日置野田、日置蔵小田、油谷久富、油谷新別名、油谷河原、油谷伊上、油谷蔵小田、油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具上、油谷向津具下及び油谷川尻を除く。)

(一) 公示番号 内共第十七号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
 第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 " うなぎ漁業
 " かに漁業
 " はや漁業
 " ます漁業

(三) 漁場の位置

萩市及び山口市地先の阿武川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線及びCとDとを結んだ線から上流の阿武川及びその支流の区域(萩市阿武川ダム堰堤から上流八〇〇メートルまでの区域を除く。)

点の位置

基点A 萩市大字椿東雁島橋右岸東角

B " 大字土原雁島橋左岸西角

(五) 関係地区

C " 大字平安古町玉江橋右岸東角
 D " 大字山田玉江橋左岸西角
 萩市(三見、大井、相島、大島、尾島、羽島、肥島、櫃島、見島、大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川東分、大字上小川西分、大字中小川、大字下小川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川及び大字紫福を除く。)及び山口市(平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十八号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
 第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 " うなぎ漁業
 " かに漁業
 " はや漁業

(三) 漁場の位置

萩市及び阿武郡阿武町地先の大井川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の大井川及びその支流の区域(萩市大字吉部下の区域内に存する大井川の支流の区域を除く。)

点の位置

基点A 萩市大井山陰本線鉄橋右岸中央点

B " 山陰本線鉄橋左岸中央点

(五) 関係地区

萩市大井、大字福井上、大字福井下、大字黒川及び大字紫福並びに阿武郡阿武町大字字生賀、大字福田上及び大字福田下

(一) 公示番号 内共第十九号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
 第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 " うなぎ漁業

かに漁業
ます漁業
" "

(三) 漁場の位置
萩市地先の田万川及びその支流
漁場の区域

(四) 次のAとBとを結んだ線から上流の田万川及びその支流の区域(阿武郡阿武町の区域内に存する田万川の支流の区域を除く。)

点の位置

基点A 萩市大字上田万橋橋右岸北角から護岸沿いに北へ八・五メートルの点に設置した標識
B " 大字上田万橋橋左岸北角から護岸沿いに北へ九・八メートルの点に設置した標識

(五) 関係地区

萩市大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字中小川、大字下小川、大字上小川東分、大字上小川西分、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下及び大字鈴野川並びに阿武郡阿武町大字福田上

二 免許予定年月日

平成二十六年四月一日

三 漁業権存続期間

平成二十六年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

四 免許申請期間

平成二十六年一月六日から同年二月十四日まで

付 記

漁場図閲覧場所

山口県農林水産部水産振興課

山口県下関水産振興局並びに山口県柳井水産事務所、山口県防府水産事務所及び山

口県秋水産事務所

山口県内水面漁場管理委員会事務局

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
7月27日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 県税に関する申告等の期限の延長(税務課).....
 - 保安林予定森林(萩市)(森林整備課).....
 - 保安林の指定(森林整備課).....
 - 区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等(水産振興課).....
 - 美祿都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....
 - 公告
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....
 - 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課).....
 - 公安委員会
 - 警備員指導教育責任者講習の実施.....

山口県告示第二百七十二号

山口県賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)第十八条第一項の規定に基づき、次の地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は県税に関する条例に規定する申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限が平成三十年七月五日以降に到来するもの(個人の県民税、自動車取得税、自動車税(賦課期日後に納税義務が発生したものに限る。))及び狩猟税に係るものを除く。)に係る当該期限を別に指定する期日まで延長する。



平成三十年七月二十七日

地域 岩国市周東町

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第二百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 萩市大字山田字九郎坊一三五〇、一三五二、字植木浴口一三五三、字植ノ木一三五四、一三五五、一三五七、一三五八、一三六一から一三六三まで、字東九郎坊二六七三、二七二五、二七三一、川上字中笹尾三〇〇三
 - 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所
美祢市美東町大田字矢櫃五三第一

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

下関市菊川町大字久野字柳原二七八、字大浴二八七、字つづり浴二九六、字水上三四四の八六、大字阿内字東薫木二〇九三の七四

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 免許の内容たるべき事項

(一) 公示番号 内区第一号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第二種区画漁業

2 漁業の名称 あまご養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

山口市大原湖

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山口市徳地野谷佐波川ダム堰堤右岸基部

B “ “ 佐波川ダム堰堤左岸基部

C “ “ 大原湖と滑川との合流点の佐波川右岸に設置した標柱

D “ “ 大原湖と滑川との合流点の佐波川左岸に設置した標識

(五) 地元地区

山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。)

(一) 公示番号 内区第二号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第二種区画漁業

2 漁業の名称 うなぎ、わかさぎ養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

宇部市小野湖

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域

点の位置

- (一) 公示番号 内区第三号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第二種区画漁業
 - 2 漁業の名称 わかさぎ養殖業
- (三) 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (四) 漁場の位置
 - 下関市豊田湖
 - 漁場の区域 次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 下関市豊田町大字大河内木屋川ダム堰堤右岸基部
 - B 〃 〃 木屋川ダム堰堤左岸基部
 - C 〃 〃 豊田町大字地吉字向原木屋川右岸におけるDの対岸に設置した標柱
 - D 木屋川左岸における長門市と下関市との境界点
 - E 下関市豊田町大字今出字石原田一五八七白根川右岸に設置した標柱
 - F 〃 〃 字古屋敷一六〇四白根川左岸に設置した標柱
- (五) 地元地区
 - 宇部市

二 免許予定年月日 下関市(平成十七年二月十二日における豊浦郡豊田町の区域に限る。)

平成三十年十一月一日

三 漁業権存続期間

平成三十年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 免許申請期間

平成三十年八月一日から同月三十一日まで

五 漁場図閲覧場所

山口県農林水産部水産振興課

山口県農林水産事務所及び山口県美祢農林水産事務所の水産部並びに山口県下

関水産振興局

山口県内水面漁場管理委員会事務局

山口県告示第二百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、美祢都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 施行者の名称

美祢市

二 都市計画事業の種類及び名称

美祢都市計画下水道事業美祢市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年十一月十八日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

美祢市伊佐町伊佐、大嶺町東分、大嶺町北分、大嶺町西分及び大嶺町奥分



(一六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年三月十六日山口県公告(四二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。